

新・府有施設等緑化推進計画

平成 28 年4月

大 阪 府

目 次

第1 計画策定の背景	1
第2 計画策定の主旨	2
第3 府有施設等の緑化の現状	2
1 府有施設等の緑化義務	2
1) 計画の対象となる「緑化をすべき府有施設等」	2
2) 緑化義務の対象とならない施設	2
3) 緑化の基準	3
4) 対象となる緑化	7
2 府有施設等の緑化の現状	8
1) 建築物及びその敷地	8
2) 都市基盤施設	9
第4 緑化計画	10
1 計画期間	10
2 緑化の目標	10
1) 建築物及びその敷地	10
2) 都市基盤施設	14
3 みどりの風促進区域における重点緑化	16
1) みどりの風促進区域	16
2) みどりの風促進区域内での取組み	16
4 実施状況の公表	18

第1 計画策定の背景

今回、府有施設等緑化推進計画（以下、前計画という。）の最終年度の取りまとめを行い、また、「大阪府の森林保全及び都市緑化の推進に関する調査検討会議の中間とりまとめ」（平成26年9月）において、「半数以上の府民はみどりが少ないと感じており、中心市街地等において、多くの府民や来阪者が目にし、実感できる良質なみどりのまち並みの創出が急務」との提言をいただいたこと等を受け、前計画を踏襲しつつ、新たな計画期間を設定し、「新・府有施設等緑化推進計画」により、「みどりの風を感じる大都市・大阪」を目指すことにした。

本計画では、今般、ヒートアイランド現象の緩和や賑わいの創出等、都市の魅力につながるみどり豊かな街並みの形成を促進するため、民間建築物に対して、建築物敷地等緑化促進制度の改正による接道部の緑化誘導や、高木を中心とした緑陰形成の支援策を実施することを踏まえ、府有施設等にも同様の整備方向を具体的に記載した。

また、施設の更新（建替え、改修等）でなければ緑化基準の達成が困難な施設には、適切な維持管理により既存樹木の生長を促す視点を盛り込んだ。

〔前計画の策定背景〕

都市におけるみどりは、環境の保全、景観の向上や生物の多様性の確保など重要な役割を果たしており、とりわけ、近年、深刻さを増しているヒートアイランド現象の緩和や都市の魅力を向上させる上でも重要性を増している。

しかしながら、都市部の地表面の多くは舗装され、あるいは建築物などによって覆われており、新たなみどり空間の確保は非常に困難な状況となっている。

このような中、都市におけるみどり空間を確保するため、「大阪府自然環境保全条例」を改正し、平成18年4月1日より一定規模以上の民間施設の新築・増築・改築時における緑化義務を定めて「建築物敷地等緑化促進制度」を創設した。

併せて府有施設等については、民間施設の緑化義務に対して先導的役割を果たしていかなばならないことから、本条例により既存施設も含めて、平成19年3月に建築物及びその敷地編と都市基盤施設編として緑化計画を定め、緑化の推進に取り組んできた。

その後、本府では、平成21年12月に「将来ビジョン・大阪」の「みどりの風を感じる大都市 オンリー1」の実現プランとして、「みどりの大阪推進計画」を策定し、みどり施策の推進をより一体的に実施していく必要があることから、府有施設等緑化推進計画（平成24年3月）として、両編をとりまとめ、府民が実感できるみどりづくりの観点やみどりの風促進区域の重点化などを盛り込んだ。

第2 計画策定の主旨

本計画は、「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現に向け、府有施設の緑化を率先して推進する必要があるため、大阪府自然環境保全条例（以下、「条例」という。）第31条第2項^{※1}に基づき策定するものである。

※1 大阪府自然環境保全条例

（昭和48年大阪府条例第2号・改正：平成27年3月23日）

第31条（府有施設等の緑化義務）

府及び府が設立した地方独立行政法人は、これらの設置し、又は管理する施設であって規則で定めるもの（以下「府有施設等」という。）について、規則で定める基準に従い、植樹等の緑化（以下「緑化」という。）をするものとする。

- 2 知事は、府有施設等の緑化に関する計画的な推進を図るための計画を策定し、その概要を公表するものとする。
- 3 知事は、前項の計画の実施状況を定期的に公表するものとする。

第3 府有施設等の緑化の現状

1 府有施設等の緑化義務

1) 計画の対象となる「緑化をすべき府有施設等（以下、「緑化すべき施設」という。）」

緑化の対象施設は、府及び府が設立した地方独立行政法人が、設置又は管理する施設であり、大阪府自然環境保全条例施行規則（以下「施行規則」という。）第24条^{※2}に規定する建築物及びその敷地、都市公園、道路、港湾施設並びに河川を対象とする。

2) 緑化義務の対象とならない施設

建築物のうち、都市環境の改善に支障を及ぼさないと認められるものや、緑化することにより施設本来の目的に支障を及ぼすおそれがあるもの等については、緑化義務の対象とならない施設として、施行規則第24条第一号から第五号^{※2}に定めている。

※2 大阪府自然環境保全条例施行規則

(昭和 52 年大阪府規則第 40 号・改正：平成 26 年 3 月 27 日)

第 24 条(緑化をすべき府有施設等)

条例第 31 条第 1 項の規則で定める施設は、建築物(次に掲げるものを除く。)及びその敷地、都市公園、道路、港湾施設並びに河川とする。

- 一 備蓄倉庫その他これに類するもの
- 二 雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類するもの
- 三 揚水機場及び排水機場
- 四 交番その他の派出所又は駐在所
- 五 前各号に掲げるもののほか、形状若しくは用途により植樹等の緑化(以下「緑化」という。)をすることが適当ではなく、又は緑化をしないことについて特別の事情があると知事が認めるもの

3) 緑化の基準

(1) 建築物及びその敷地

建築物及びその敷地については、民間施設の緑化義務に対して先導的な役割を果たしていかねばならないことから、府有施設等の緑化基準は施行規則別表第一^{※3}の第一項に掲げるとおりである。

特に、民間施設とは異なり、府有施設等では新築、改築又は増築の場合だけでなく、既存の府有施設等においても「その他の場合」の項目に掲げるとおり、敷地面積^{※4}の 20%以上を緑化するように定めている。

ただし、敷地面積から建築面積を除いた面積の割合が 20%に満たない場合は、民間施設の緑化基準^{※5}(屋上の緑化義務を除く。)と同等の基準を適用することとしている。

(民間施設の緑化基準を敷地面積に対する割合に換算すると、建ぺい率 80%の場合は最大 9%、建ぺい率 60%の場合は最大 13%となり、府有施設等の緑化基準は民間施設の約 2 倍の厳しいものとなっている。)

なお、地上部において必要とされる緑化面積の 2 分の 1 以上の面積は、樹木によらなければならない。

※3 施行規則別表第一(第 25 条関係)

項	府有施設等の区分		緑化基準
一	建築物及びその敷地	<p>新築、改築又は増築（増築後の建築物の床面積（建築基準法施行令第二条第一項第三号の床面積をいう。）の合計が、増築前の床面積の合計の一・二倍を超えないものを除く。）をする場合</p>	<p>緑化面積が次のいずれにも該当するものであること。ただし、敷地面積から建築面積を除いた面積に建築物上における緑化面積を加えた面積が敷地面積の二〇パーセントに満たない場合は、2及び3に該当することをもって足りる。</p> <p>1 敷地面積の二〇パーセント以上であること。</p> <p>2 地上部において次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア（敷地面積－建築面積）× 25% イ（敷地面積－（敷地面積×建ぺい率×0.8））× 25%</p> <p>3 建築物上において屋上面積の二〇パーセント以上であること。</p>
		<p>その他の場合</p>	<p>緑化面積が地上部及び建築物上において敷地面積の二〇パーセント以上であること。ただし、敷地面積から建築面積を除いた面積が敷地面積の二〇パーセントに満たない場合は、緑化面積が地上部及び建築物上において次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。</p> <p>ア（敷地面積－建築面積）× 25% イ（敷地面積－（敷地面積×建ぺい率×0.8））× 25%</p>
二	都市公園		<p>緑化面積が敷地面積の五〇パーセント以上（知事が別に定めるものにあつては、九〇パーセント以上）であること。</p>
三	道路、港湾施設及び河川		<p>知事が別に定める基準による。</p>

※4 敷地面積

敷地面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第1号に定めるところによるが、次に掲げる施設については、これらの施設の用途を考慮し、必要と認められる面積を敷地面積から除いている。

- 上下水道施設等における水処理施設その他の施設
(例) 沈殿池、砂ろ過などの水処理施設、焼却炉などの汚泥処理施設その他これらに類する施設
- 府営住宅等の敷地内の道路等
ただし、府営住宅等の居住者等に利用が限定されている道路、通路等については、緑化対象の敷地面積に算入しなければならない。
- 学校教育法にいう学校における運動場その他の運動施設
(例) 運動場、テニスコート、野球場その他の球技場、プール、弓道場その他これらに類する施設
- 警察の用に供する施設のうち、緊急自動車の待機のための施設その他の施設
(例) 緊急車両待機場、運転技能・講習コース、事件・事故等証拠品保管及び鑑識活動スペース、屋外訓練用地、給油施設その他これらに類する施設

※5 民間施設の緑化基準

敷地内の地上部では、次のアまたはイによって算出される面積のうち、小さい方の面積以上の緑化面積を確保しなければならない。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる算式により算出した面積のいずれか小さいほうの面積

(ア) (敷地面積－建築面積) × 25%

(イ) (敷地面積－(敷地面積×建ぺい率×0.8)) × 25%

イ 建築物の床面積の合計

建築物上(建築物上の屋上、壁面又はベランダ等)では、次によって算出される面積以上の緑化面積を確保しなければならない。

建築物上の緑化面積＝屋上面積×20%

(屋上面積とは建築物の屋根部分で、人の出入り及び利用可能な屋上部分のうち建築物の管理に必要な施設に係る部分を除いた面積をいう。)

(2) 都市基盤施設

下水道（水みらいセンター）については、施行規則別表第一の第一項、^{※3}都市公園については、別表第一の第二項^{※3}に掲げるとおりとする。

また、都市公園の一部及び道路、港湾施設並びに河川については、別表^{※3}第一の第二項及び第三項^{※6}に掲げるとおり、知事が別に定める。

※6 知事が別に定める基準（施行規則別表第一（第 25 条関係））

- 1 施行規則別表第一の第二項の知事が別に定めるもの
箕面公園、枚岡公園及び長野公園
- 2 施行規則別表第一の第三項の知事が別に定める基準

(1) 道路

道路における歩道部は、歩行者等の安全な通行を確保するとともに、緑化による「景観向上」「生活環境保全」「緑陰形成」「交通安全の確保」等の機能が総合的に発揮される箇所であり、自然が不足する市街地においては、歩行者が身近に花や緑に触れることのできる貴重な空間にもなる。従って市街地の緑化を進めるにあたり、歩道部等の緑化は重点的に推進することが不可欠である。

① 歩道部

○幅員(W)4.0m以上の区間について緑化を行う【整備基準】

ただし、橋梁などの構造物、交差点など視距の確保等の観点から安全対策が必要な区間については、整備基準の適用を除外するが、条例の趣旨に基づき、緑化に努めるものとする。

○幅員(W)2.5m以上4.0m未満の区間について、できる限り緑化を行う【誘導基準】

② 中央帯【誘導基準】

○交通安全確保や管理上支障のない中央帯について、できる限り緑化を行う。

○高木植栽が可能な中央帯幅員を持つ区間では、できる限り高木による緑化を行う。

③ その他施設【誘導基準】

○景観向上、生活環境保全、交通安全、自然環境保全、防災等の機能が求められる箇所については、できる限り緑化を行う。

		歩道部		中央帯	その他
		W4.0以上	W2.5以上 W4.0未満		
整備基準	緑化する義務がある	○			
誘導基準	できる限り緑化する		○	○	○

(2) 港湾施設

港湾及び周辺地域における社会経済活動、自然環境及び生活環境との調和を考慮し、緑地又は干潟、海浜等水辺に親しむことができ、かつ、生態系に配慮した緑化を行うこと。

(3) 河川

治水、利水及び環境のバランスを考慮し、良好な自然環境の保全又は樹木、草花、地被類等の植栽、水辺に親しめる空間の整備等の緑化を行うこと。

4) 対象となる緑化

(1) 建築物及びその敷地

対象となる緑化（緑化面積に算定できるもの）は、植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあつては、容量 100 リットル以上のものに限る。）及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附随して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいい、建築物の内部空間に設けられたアトリウムなどは含まない。

なお、太陽光発電装置を設置する場合には、その太陽光発電装置のパネル等に係る面積を緑化面積に算入することができる。

(2) 都市基盤施設

都市基盤施設の緑化に関しては、建築物のように、敷地面積に対する割合など一律の数値による基準を設けることが適切でないことから、施設毎に緑化内容を定めることとする。

2 府有施設等の緑化の現状

1) 建築物及びその敷地

各部局所管の施設数及び緑化基準達成状況は表1のとおりである。

表1 緑化すべき施設数、緑化基準達成施設数、達成率(平成27年度末見込)

部 局 名	緑化すべき施設数 (A)	緑化基準達成施設数 (B)	達成率 (%) (B)/(A)
政策企画部	2	2	100.0
総務部	2	1	50.0
財務部	10	3	30.0
府民文化部	7	6	85.7
福祉部	13	8	61.5
健康医療部	17	8	47.1
商工労働部	9	5	55.6
環境農林水産部	7	6	85.7
都市整備部	29	28	96.6
住宅まちづくり部	249	246	98.8
教育委員会	169	145	85.8
警察本部	88	57	64.8
計	602	515	85.5

府及び府が設立した地方独立行政法人が、設置又は管理する施設で緑化すべき602施設のうち、緑化基準を達成しているのは、全体の85.5%にあたる515施設で、未達成施設は87施設である。

前計画を策定した平成18年度における緑化基準達成施設の割合は78.2%であり、この10年間で7.3ポイント増加した。

2) 都市基盤施設

都市基盤施設における緑化基準達成状況の把握の考え方及び達成状況は表2、3のとおりである。

表2 基準達成状況の把握の考え方

施設	数量を把握する施設	単位	対象数量	達成数量	備考
下水道	水みらいセンター	箇所	全センター数	緑化基準達成済のセンター数	緑化面積が、敷地面積の20%以上
都市公園	—	箇所	全都市公園数	緑化基準達成済の都市公園数	緑化面積が、敷地面積の50%以上(箕面、枚岡、長野公園は90%以上)
道路	歩道	km	幅員4m以上の歩道延長	緑化済の歩道延長	—
港湾施設	港湾緑地	ha	港湾緑地面積	整備済の港湾緑地面積	—
河川	—	km	自然環境の保全及び樹木等植栽を行う河川延長	自然環境の保全及び樹木等植栽済の河川延長	—

表3 施設別 緑化基準達成施設数及び達成率(平成26年度末現在)

施設	数量を把握する施設	単位	H26年度末対象数量(A)	達成数量(B)	達成率(%) (B) / (A)
下水道	水みらいセンター	箇所	14	14	100.0
都市公園	50%のもの	箇所	16	16	100.0
	90%のもの	箇所	3	3	100.0
道路	歩道	km	241	232	96.3
港湾施設	港湾緑地	ha	79	71	89.8
河川	—	km	274	255	93.1

※港湾緑地には、一部、市管理施設を含む。

各施設の緑化基準達成率は、下水道、都市公園において達成済みであり、道路、港湾施設、河川については、事業計画の見直し等により未達成ではあるが、いずれも高い達成率となっている。

第4 緑化計画

1 計画期間

本計画期間は、平成 28 年度から令和 8 年度までの 11 年間とする。

なお、平成 33 年度に平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の緑化の実施状況について中間評価をおこなう。また、本計画は、社会経済状況の変化や府の施策方針、本計画の進捗状況、緑化の実施状況等により、適宜、見直しを行うものとする。

2 緑化の目標

1) 建築物及びその敷地

(1) 緑化基準の達成目標

計画期末である平成 37 年度末における緑化基準の達成率は、90%とする。

(2) 目標達成に向けた取組み

目標達成に向け、以下の取組みを行う。

- ① 表 4 の部局別緑化基準未達成施設のうち、緑化基準達成のために必要となる緑化面積（不足緑化面積）を考慮して、順次、現地確認を実施する。
また、施設の形状や周辺地域の緑化の状況等、施設ごとの課題や効果の把握に努める。
- ② 現地確認による課題に基づき、施設管理者と緑化手法の検討を行うとともに、緑化基準達成の可能性が高い施設から重点的な緑化に努める。
- ③ さらに、府有施設等の更新（建替え、改修等）に伴う緑化基準達成だけでなく、既存樹木の適切な維持管理により樹木生長を促すことで緑化基準の達成を目指し、緑化基準達成率の向上に努める。

表4 部局別緑化基準未達成施設(平成 27 年度末見込)

部局名	緑化基準未達成施設数	緑化基準達成のために必要となる緑化面積		
		100 m ² 以下 (A)	100 m ² 超 200 m ² 以下 (B)	200 m ² 超 (C)
政策企画部	0	—	—	—
総務部	1	—	—	1
財務部	7	3	—	4
府民文化部	1	1	—	—
福祉部	5	2	—	3
健康医療部	9	4	2	3
商工労働部	4	2	—	2
環境農林水産部	1	—	—	1
都市整備部	1	—	1	—
住宅まちづくり部	3	—	3	—
教育委員会	24	—	3	21
警察本部	31	11	12	8
計	87	23	21	43

(3) 緑化の留意点

条例で定めている緑化基準達成を最優先とするが、民間施設の緑化を先導するため、併せて次の点にも留意する。

① 都市の環境改善効果の高い緑化

ヒートアイランド現象の緩和や大気の浄化など、環境の改善に効果のある緑化

(具体例)

- ・ 接道部にボリュームのある緑化
- ・ 樹木中心のボリュームのある緑化
- ・ 屋上緑化、壁面緑化など建築物を覆う緑化

② 生態系に配慮した緑化

昆虫や野鳥などの野生生物の移動や採餌の拠点となるよう、多様な環境を提供する生態系に配慮した緑化

(具体例)

- ・ 既存の樹木・緑地の保存
- ・ 実のなる樹木や草の植栽
- ・ 周囲の自然環境とのネットワーク
- ・ 水辺空間の配置

③ 美しい景観を形成する緑化

街の美観の形成や快適性に配慮した緑化

(具体例)

- ・ 接道部や正面エントランス部分で、道路側から見たみどりのボリュームに配慮した緑化
- ・ 高木が連続する緑化
- ・ 多様な種類の草花・樹木による彩りと季節感のある植栽
- ・ 建築物との調和のとれた緑化
- ・ 周辺地域のみどりとの連続性のある緑化

④ 人に優しい緑化

地域に憩いの場を提供し、公開性のある緑化

(具体例)

- ・ 地域住民の休息の場となる、公開性のあるみどり空間の創出
- ・ 日差しを和らげる緑陰空間の創出
- ・ 植栽管理への地域住民の参加による親しみのある空間の創出

⑤ 循環型社会に貢献する緑化

循環型社会、省資源社会の発展に貢献する緑化

(具体例)

- ・ 雨水・循環水の活用、落葉の堆肥化など資源循環への配慮
- ・ 太陽光・風力などの自然エネルギーの活用
- ・ 緑化施設へのリサイクル資材の導入

⑥ 維持管理のできる緑化

美しいみどりを保てるよう、維持管理を考慮した緑化

(具体例)

- ・ 水やり、植え替え、剪定などの維持管理への配慮
- ・ 計画地の気候・土壌条件に適した緑化材料の選択
- ・ 日照・給排水などを考慮した配置
- ・ 隣地・隣接道路(通行の安全確保など)への影響を考慮した配置



正面エントランスでの緑化



日差しを和らげる緑陰空間の創出

(4) 緑化基準を達成できない場合の緑化手法

これまで各部局の創意工夫のもと緑化が進められてきたが、緑化基準未達成の施設の多くでは、新たに緑化する空地・遊休地が少ない。そのため、従来の考え方では緑化が困難な施設については、次の緑化手法も併せて検討する。

① 壁面緑化

- 緑化スペースが確保できない場合でも、建物本体や外周部のブロック塀、フェンスなどがあれば緑化が可能
- 植栽地盤がなくてもプランターによる植栽基盤で緑化が可能

② プランター緑化

- 植栽地盤がなくてもプランター(100リットル以上)の設置場所があれば緑化が可能

③ 駐車場緑化(芝生化等)

- ブロックなどの芝生等保護材を使用することで駐車場としての用途目的を損なうことなく緑化が可能

④ 屋上(ベランダ)緑化

- 乾燥に強い地被植物を使用することで管理が容易な緑化が可能

⑤ 既存樹木のボリュームアップ

- 既存樹木の樹冠の生長を促し自然樹形を回復させること等によりボリュームのあるみどりの確保が可能

2) 都市基盤施設

(1) 緑化基準の達成目標

都市基盤施設は、道路・河川・下水道・都市公園・港湾など多岐に渡り、「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現に向け、その骨格となるものである。

いずれも平成 26 年度末現在でほぼすべての施設において高い達成率となっている。

これまで、みどりが増えたことを府民が実感できる緑化に取り組んできたところであるが、今後も以下の視点に留意し、継続して緑化を進めていく。

- ① 未達成並びに新たな整備を行う施設については、引き続き、施設毎の緑化基準に基づき緑化を進める。
- ② 各施設において、府民、NPO、企業等との連携により、良好に管理され、活用されるみどりづくりを行い、その取組みを周辺地域へ展開していく。
- ③ 主要道路、主要河川、水みらいセンター、港湾緑地、大規模公園などを軸や拠点として、府や市町村等が管理する公共施設、民間施設とも事業連携を図りながら、みどりのネットワークの形成を図る。

(2) 目標達成に向けた取り組み例

① 多様な主体によるみどりの軸線づくり

- ・ 街路樹の着実な整備に加え、沿道との協働による落ち葉清掃の実施など、地域に親しまれる街路樹の育成、管理を行う。
- ・ 府民、ボランティア、企業等との連携による「泉佐野丘陵緑地」の公園づくりなど、府民協働によるみどりづくりを進める。

② 水都大阪における賑わいある水辺とみどりの整備

- ・ 都市部の河川において、水都再生の取組みを進める中で、積極的な緑化を進め、水辺に木陰を形成し、涼しげでみどり豊かな賑わい空間を創出する。

③ まちの緑化をけん引する巨大なみどりの拠点づくり

- ・ 府営公園の着実な整備に加え、既存樹木の健全な育成を促すとともに、オープンスペースと集客力を活用し、まちの緑化の手本となるみどりづくりを実施する。

④ 府民の憩いの場となる緑地整備

- ・ 水みらいセンター内の緑化や港湾緑地の着実な整備に加え、敷地内の芝生広場やせせらぎを府民へ開放するなど、憩いの場や地域のイベント、水辺の環境学習の場として活用していく。



地域に親しまれる街路樹の整備と育成管理整備（国道170号）



水都大阪における賑わいある水辺とみどりの整備（大川）



府民、企業等との連携によるみどりづくり（泉佐野丘陵緑地）



緑化の手本となる大規模公園でのみどりづくり（山田池公園）



地域のイベントの場となる緑地整備（泉大津フェニックス）



府民の憩いの場となる緑地整備（竜華水みらいセンター）



府民の憩いの場となる水辺「大阪ふれあいの水辺」（大川）

3 みどりの風促進区域における重点緑化

1) みどりの風促進区域

海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成を通じ、府民が実感できるみどりを創出するとともに、ヒートアイランド現象の緩和や、官民一体となったオール大阪でのみどりづくりを促進するため、道路や河川を中心に、一定幅の沿線民有地を含む区域を「みどりの風促進区域」として指定した。(平成23年5月指定。12路線延長約200kmの区域)

「みどりの風促進区域」指定区域

- ①大阪中央環状線 及びその沿線
- ②国道176号 及びその沿線
- ③淀川通・大阪高槻京都線(十三高槻線) 及びその沿線
- ④城北公園通・京都守口線 及びその沿線
- ⑤安治川・堂島川・花博通・第2京阪道路(国道1号) 及びその沿線
- ⑥中央大通・国道308号 及びその沿線
- ⑦国道25号・大阪港八尾線 及びそれらの沿線
- ⑧国道309号 及びその沿線
- ⑨大和川線 及びその沿線
- ⑩堺阪南線 及びその沿線
- ⑪石津川・泉北2号 及びその沿線
- ⑫国道480号 及びその沿線

※一連の区域が複数の道路でつながる場合は代表的な道路名を表記



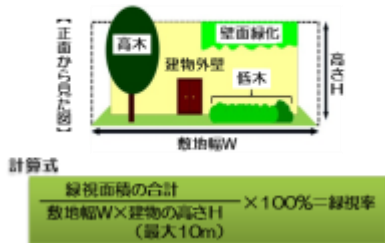
2) みどりの風促進区域内での取組み

みどりの風促進区域内では、以下のとおりの取組みを行う。

- ① 新設する建築物においては、緑被率の達成だけではなく、接する道路側から見たみどりの割合である“緑視率”の向上に努めるため、建築物の用途や周辺地域のみどりとの調和を図ったうえで、接道部や正面エントランス部分での緑化を重点的に図るものとする。

また、みどりの風促進区域のうち、一部の区域においては、都市計画手法による緑化誘導制度※を導入しており、当該区域にて府有施設等の整備・建替え等を行う際には、積極的な制度活用を検討するものとする。 ※地区計画に基づき、緑視率(25%以上)確保等による建ぺい率・容積率の緩和(下図参照)

○緑視率とは
敷地の道路側立面に対する緑の立面積(道路から見たみどり)の割合



② 道路や河川などの都市基盤施設は、公共用地と民有地との一体的な緑化を図る促進区域において、軸線を中心となるものである。

緑化にあたっては、植樹柵の連続化、中央分離帯への緑化、コンテナ樹木の活用、高架下緑化や法面緑化など、現場条件を勘案しながら視覚効果の高い緑化を行なっていく。

さらに、みどり豊かなセミパブリック空間の創出に向け、公共工事とあわせ、隣接する民有地に緑化フェンスを設置していただくなど、公共用地と民有地が一体となった空間整備に努める。

また、剪定の工夫や沿道地域の協力を得た街路樹の育成など、樹木植栽にとどまらない様々な手法により、府民が実感できるみどりの創出に努めるものとする。



「みどりの風促進区域」内での公民連携によるみどりづくり



公共用地と民有地の一体化による
セミパブリック空間の創出



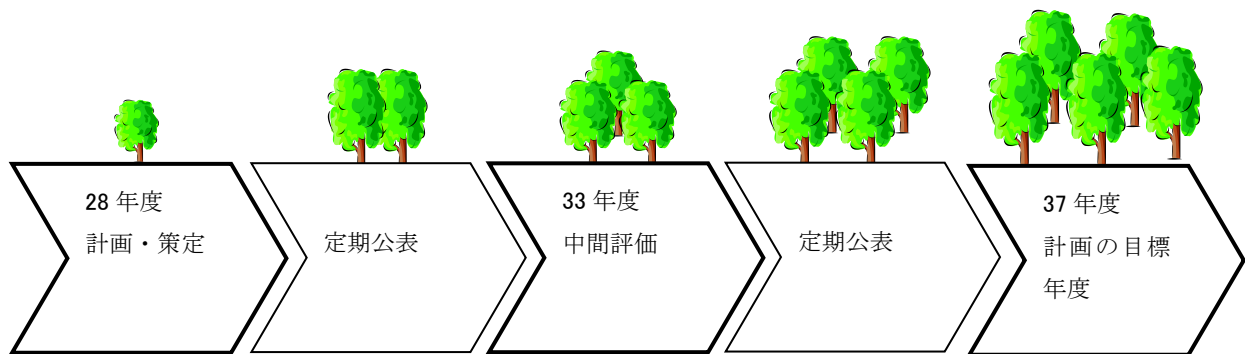
沿道地域との協働による街路樹の再生

4 実施状況の公表

条例第 31 条第 3 項に基づき、計画の実施状況を定期的に公表する。

あわせて、府民のみどりに対する意識を高め、みどり行動の促進を図るため、道路や河川等の主要地点における緑化状況、民有地と一体となった質の高い空間づくりの事例など、実感できるみどりづくりの実施状況を定期的に公表する。

なお、社会経済状況の変化や府の施策方針、本計画の進捗状況、緑化の実施状況等により、適宜、計画の見直しを行う。



環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課

〔所在地〕 〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16

都市整備部 都市計画室 公園課

〔所在地〕 〒540-8570 大阪市中央区大手前 2 丁目

〔TEL〕 06-6941-0351

〔ホームページ〕 <http://www.pref.osaka.lg.jp/>